

令和3年2月19日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電動アシスト自転車、自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
（うち石油給湯機付ふろがま1件、石油ストーブ（密閉式）1件、
石油温風暖房機（開放式）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 7件
（うち玩具1件、折りたたみベッド1件、窓1件、電動リフト1件、
電動アシスト自転車1件、液晶テレビ1件、自転車1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 8件
（うちエアコン1件、電気ポンプ1件、電気蓄熱式湯たんぽ1件、
電気温風機（セラミックファンヒーター）1件、電気洗濯機1件、
電気カーペット1件、LEDモジュール1件、自転車1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201900338、A201900462、A201900636、A201900969を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

ヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車（管理番号：A202000878）及びブリヂストンサイクル株式会社が販売した自転車（管理番号：A202000890）について

①事象について

ヤマハ発動機株式会社（法人番号：2080401016040）が販売した電動アシスト自転車及びブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が販売した自転車で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」（※）を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられます。

（※）「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

○消費者庁（令和元年6月24日、消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表）
ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

また、消費者庁では、2020年（令和2年）6月24日、自転車に関する最近の消費者事故等の傾向を紹介するとともに、自転車及び付属品がリコール対象でないか確認し、対象であればすぐに使用を中止するなど、注意を呼び掛けています。

○消費者庁（令和2年6月24日）

自転車に関する消費者事故等の傾向について—乗車前の点検を確実に行いましょう！—

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_033/assets/caution_033_200624_0001.pdf

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf 参照	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf 参照	2004年10月 ～ 2015年1月	266,225
合 計			3,431,138

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：16.1%（2020年12月16日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	31	重傷	2014年度	0	—
2019年度	42	重傷	2013年度	0	—
2018年度	1	重傷	2012年度	0	—
2017年度	2	重傷	2011年度	0	—
2016年度	0	—	2010年度	0	—
2015年度	0	—			

※当該事故（管理番号：A202000878、A202000890）は含まない。

＜対象製品の外観及び確認方法＞

ハンドルロック（一発二錠）の表示窓部のラベル色を御確認ください。
ハンドルロックの表示窓部が黒色ラベルの製品は、全てリコール対象です。
対象外製品の表示窓部のラベル色は「白色」です。

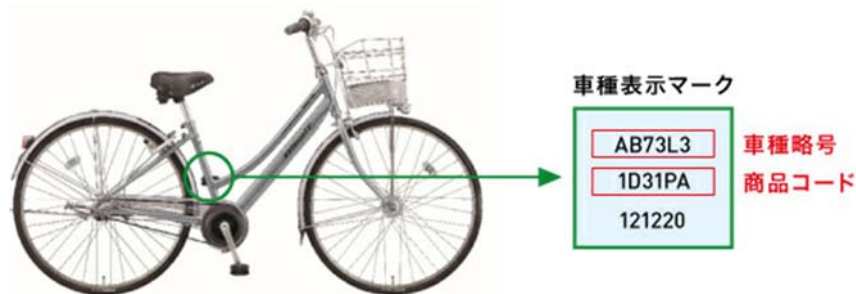
※ヤマハ発動機ブランドの場合、2004 年 10 月～2015 年 1 月の期間外に製造された「黒色」ラベルの製品については、対象外となります。対象製品であるかどうかの正確な判定には、「号機番号」による確認が必要です。



<車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



○ヤマハ発動機ブランドの場合



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(502)092

受付時間：10時～18時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(801)309

受付時間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：加藤、鈴木、豊田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：関根、大江

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A202000883	令和3年1月20日	令和3年2月16日	石油給湯機付ふろがま	KIBF-3870D	株式会社長府製作所	火災	当該製品を使用後、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福井県	令和3年2月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000885	令和2年12月21日	令和3年2月16日	石油ストーブ(密閉式)	FF-SG5612M	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岩手県	令和3年1月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月3日
A202000891	令和2年11月24日	令和3年2月17日	石油温風暖房機(開放式)	FW-477LE	ダイニチ工業株式会社	火災	建物1棟を全焼、2棟を類焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	長崎県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月2日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201900338	令和元年6月26日	令和元年8月6日	玩具	B-109 ランチャーグリップ・ガンメタリック	株式会社タカトミー(輸入事業者)	重傷 1名	当該製品を使用中、左手指を負傷した。調査の結果、当該製品は、グリップの握り方やひもを引っ張ったときの親指の位置によっては、高速回転するコマに親指が当たる構造であり、かつ取扱説明書に「グリップを持って使用する際は、コマに指が当たらないように注意して使用する。」旨の注意事項が記載されていなかったことから、事故に至ったものと推定される。	青森県	令和元年8月9日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900462	令和元年8月11日	令和元年9月9日	折りたたみベッド	2000031823	コールマンジャパン株式会社(輸入事業者)	重傷 1名	海水浴場で当該製品を使用中、可動部に右手指を挟み、負傷した。調査の結果、当該製品に取扱説明書がなく、本体フレーム等の指を挟む可能性のある箇所に指はさみ等を注意する旨の表示がされておらず、使用者が当該製品の背もたれが確実に固定されていない状態でもたれかかった際に、背もたれのフレームと本体フレームの間に指が挟まれたものと推定される。	宮城県	令和元年9月13日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201900636	令和元年9月5日	令和元年10月17日	窓	S-256134- CFNA	株式会社LIXIL	重傷1名	使用者(80歳代)が外窓を清掃中、当該製品(内窓)が倒れ、当該製品(内窓)とともに転倒し、腰を負傷した。 調査の結果、当該製品は、一般的な木造住宅に用いられる下枠の補強材が取り付けられていない下枠に取り付けられていたことから、東日本大震災の際に床上浸水があったことによりアングルねじのねじ穴に亀裂が生じた際、同時に下枠が沈み込み、上枠と内窓の掛かりがなくなったため、内窓が外れたものと推定される。	宮城県	令和元年10月23日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900969	令和元年11月14日	令和元年12月25日	電動リフト	S-120	花岡車輛株式会社	重傷1名	当該製品に車いすを乗せて使用中、転落し、負傷した。 調査の結果、当該製品は、テーブルが下限に達したことを搭乗者が容易に認識可能な機能が装備されていないため、事故に至ったものと推定されるが、使用者がテーブルの位置を確認しなかったことも事故発生に影響したものと考えられる。	長野県	令和元年12月27日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000878	不明	令和3年2月15日	電動アシスト自転車	PM26NLSP	ヤマハ発動機株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭乗した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月28日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:16.1%
A202000886	令和3年1月4日	令和3年2月16日	液晶テレビ	49UH6100	LG電子ジャパン株式会社(現 LG Electronics Japan株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月4日
A202000890	令和2年12月10日	令和3年2月17日	自転車	MDW7TP	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルを操作できず、転倒、負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭乗した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月5日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:16.1%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000879	令和2年12月11日	令和3年2月15日	エアコン	火災 死亡1名	建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月4日
A202000880	令和3年1月22日	令和3年2月15日	電気ポンプ	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	新潟県	
A202000881	令和3年1月9日	令和3年2月16日	電気蓄熱式湯たんぽ	重傷1名	当該製品をベッドの上で蓄熱中、当該製品が破れ、内容部がかり、右腕に火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月10日
A202000882	令和2年12月10日	令和3年2月16日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	火災 死亡1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月2日
A202000884	令和3年1月28日	令和3年2月16日	電気洗濯機	火災	当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和3年2月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000887	令和3年1月18日	令和3年2月16日	電気カーペット	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月2日
A202000888	令和2年12月22日	令和3年2月17日	LEDモジュール	火災	商業施設で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月9日
A202000889	令和3年1月28日	令和3年2月17日	自転車	重傷1名	当該製品で走り出そうとしたところ、左クランクが折れて、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

玩具（管理番号：A201900338）



折りたたみベッド（管理番号：A201900462）



窓（管理番号：A201900636）



電動リフト（管理番号：A201900969）



液晶テレビ（管理番号：A202000886）

